

2008年 7月23日

特定非営利法人消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳 殿

(本店所在地)

〒 ー

(商号)

(代表者氏名、代理人のときは代理人住所を記載し、
委任状を添付してください。)

印

誓 約 書

- 1 当社は、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為を行わないことを誓約します。
- ①消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をしている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
 - ②消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
 - ③消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
 - ④消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」での勧誘行為
 - ⑤消費者に対し、勧誘に際し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為

- ⑥消費者に対し、勧誘に際し、その判断力不足に乘じ契約を締結させること
- ⑦消費者に対し、その財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと

2 今後、当社は、消費者に対する勧誘に関して、上記1の誓約①から③のいずれかに違反して勧誘行為を行い、消費者と契約した場合には、消費者からの契約取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を速やかに消費者に返還します。また、1記載のその他の誓約に違反した場合も、消費者からの申し出に誠実に対応します。

3 今後、当社が、消費者に対する勧誘に関して、上記1の誓約のうち①から③のいずれかに違反して勧誘行為を行った場合には、上記第2項に定めるほか、一人の消費者に対する勧誘ごとに、当社は、貴法人に対し、違約金（民事罰）として基本的な契約金額と同額である金70万2450円を支払います。